

広島県告示第五百六十九号

広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する告示

広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準（平成元年広島県告示第千八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「取得する土地」を「取得又は使用する土地」に改め、同項に次の一号を加える。

三 用材林又は薪炭林の立木（天然生林を除く。）であつて、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合

第十七条に次の一項を加える。

3 前項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第一号から第五号までに掲げる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもって補償するものとする。

第三十九条に次の三項を加える。

3 伐期末到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、当該立木を取得することができないものとする。

一 人工林については、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額と第一項第二号イによる額との合計額を下回る場合

二 天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合

4 前項の場合においては、第一項第二号イ又はロによる額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

5 第三項の場合であつて、かつ、第十七条第二項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第二号イによる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもって補償するものとする。ただし、当該立木の現在価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

第四十条に次の三項を加える。

3 伐期末到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、当該立木を取得することができないものとする。

一 人工林については、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格の前価額、現在から伐期までの純収益の前価合計額及び第一項第三号による額の合計額が、伐採搬出に通常

要する費用相当額と同項第二号イによる額との合計額を下回る場合

二 天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額と第一項第三号による額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合

4 前項の場合においては、第一項第二号イ又はロによる額と同項第三号による額との合計額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格と同号による額との合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

5 第三項の場合であつて、かつ、第十七条第二項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第二号イによる額と同項第三号による額との合計額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。ただし、当該立木の幹及び枝条部の現在価格と同号による額の合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に土地等の権利者等と協議中の損失の補償等については、なお従前の例によることができる。